

徳島県公安委員会規則第 6 号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 3 年 3 月 12 日

徳島県公安委員会委員長 森 秀 司

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 四国横断自動車道（高松自動車道）の項の次に次のように加える。

四国横断自動車道（南部自動車道）	徳島市津田海岸町1125番178先から徳島市北沖洲四丁目26番387先まで
------------------	---------------------------------------

別表 2 県道美馬半田の項の次に次のように加える。

県道津田インター	徳島市津田本町四丁目388番 2 地先から徳島市津田海岸町1125番178地先まで
----------	---

別表 2 県道鮎喰新浜の項の次に次のように加える。

県道徳島東インター	徳島市北沖洲三丁目228番 1 地先から徳島市東沖洲一丁目28番 2 地先まで
県道徳島東インター	徳島市北沖洲四丁目 3 番12号南東方約80メートル先から徳島市北沖洲四丁目26番387先まで

別表 2 臨港道路福島沖洲の項中「東沖洲 2 丁目13番」を「南沖洲四丁目 5 番 7－4 号」に改め、同表臨港道路徳島（外）南の項中「東沖洲 2 丁目14番」を「東沖洲二丁目14番」に、「東沖洲 2 丁目13番」を「南沖洲四丁目 5 番 7－4 号」に改め、同項の次に次のように加える。

臨港道路沖洲流通港湾	徳島市東沖洲二丁目14番先から徳島市東沖洲一丁目 3 番地 4 先まで
臨港道路津田木材団地	徳島市津田海岸町1125番地先から徳島市津田海岸町 3 番115－12号先まで
臨港道路新港	小松島市小松島町字新港35番地先から小松島市小松島町字新港48番地 2 先まで

附 則

この規則は、令和３年３月21日から施行する。ただし、別表２臨港道路福島沖洲の項の改正規定、同表臨港道路徳島（外）南の項の改正規定及び同項の次に３項を加える改正規定は、令和３年４月１日から施行する。